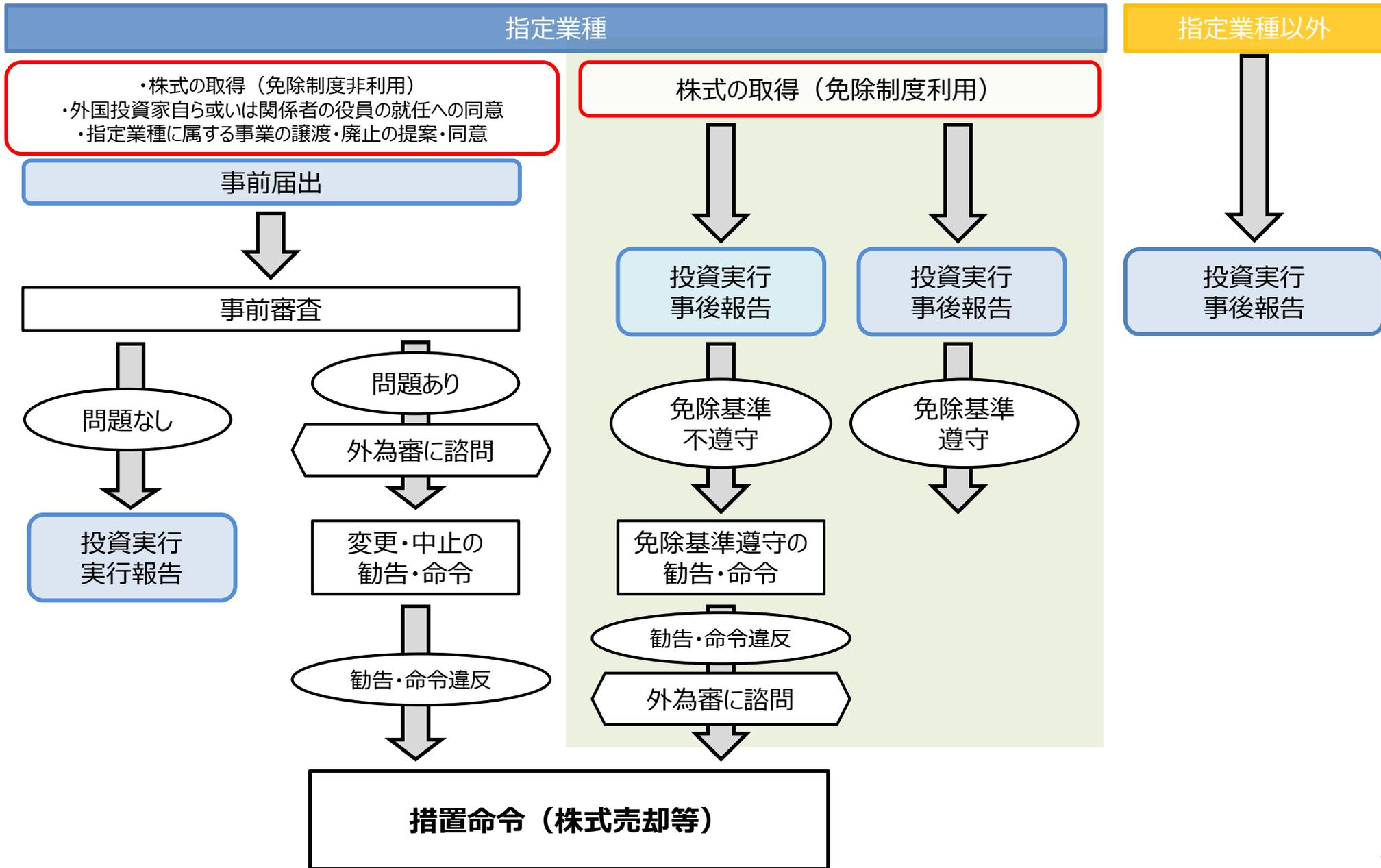


外為法について

令和5年11月6日
財務省国際局

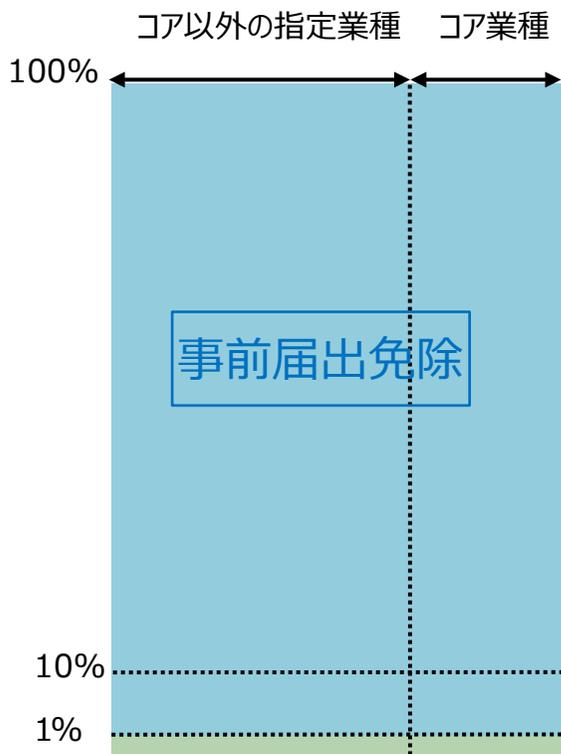
対内直接投資審査制度の全体像



取得時事前届出免除制度

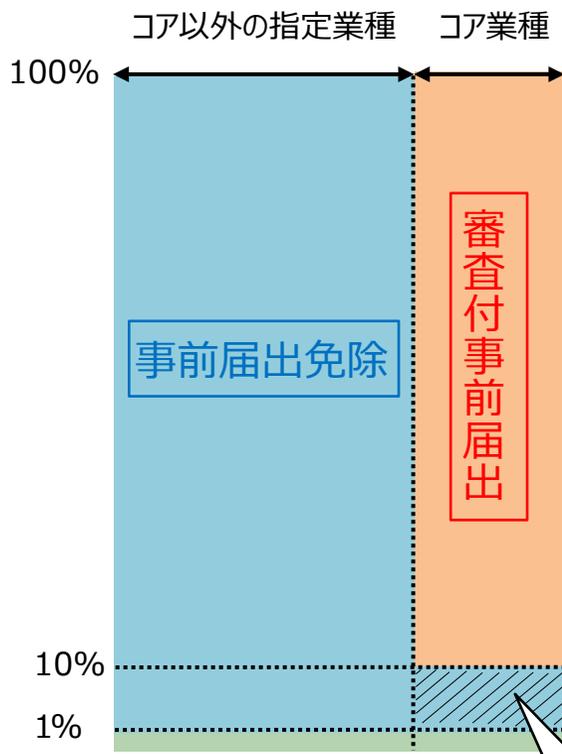
包括免除

外国金融機関



一般免除

一般投資家
認証を受けたSWF等



免除利用不可

外為法違反で処分を受けた者
外国政府等やその被支配企業等
(認証を受けたSWF等を除く)



乗せ基準

取得時事前届出免除制度の概要（上場企業）

適用投資家	内容		
外国金融機関	包括免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし）
		コア業種	・事後報告の閾値は10%
包括免除又は本則が適用されるもの以外の全ての投資家（認証を受けたSWF等を含む）	一般免除	指定業種 (コア以外)	・基準を遵守すれば、事前届出を免除（上限なし） ・事後報告の閾値は1%
		コア業種	・上乗せ基準も遵守すれば、10%未満の株式取得について事前届出を免除 ・事後報告の閾値は1%
過去に外為法違反で処分を受けた者、外国政府等やその被支配企業等（認証を受けたSWF等を除く）	本則	指定業種 (コア以外) ----- コア業種	・事前届出免除の利用不可

[免除基準]

- ・外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任しない
- ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しない
- ・指定業種に属する事業に係る非公開の技術関連情報にアクセスしない

[上乗せ基準]

- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会又は重要な意思決定権限を有する委員会に自ら参加しない
- ・コア業種に属する事業に関し、取締役会等に期限を付して回答・行動を求めて書面で提案を行わない

日本における指定業種

【指定業種】

- 武器
- 航空機（無人航空機を含む）
- 原子力
- 宇宙関連
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業
- 高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等
- 特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- サイバーセキュリティ関連
- 電力業
- ガス業
- 通信業
- 上水道
- 鉄道業
- 石油業
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

【指定業種のうちコア業種（注）の分野】

- 武器、航空機（無人航空機を含む）、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業・製錬業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- 肥料（塩化カリウム等）輸入業
- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械・産業用ロボット製造業等
- 半導体製造装置等の製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 金属3Dプリンター製造業・金属粉末の製造業
- サイバーセキュリティ関連（サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等）
- 電力業（一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者の一部）
- ガス業（一般・特定ガス導管事業者、ガス製造事業者、LPガス事業者の一部）
- 通信業（電気通信事業者の一部）
- 上水道業（水道事業者の一部、水道用水供給事業者の一部）
- 鉄道業（鉄道事業者の一部）
- 石油業（石油精製業、石油備蓄業、原油・天然ガス鉱業、天然ガス卸売業）

【指定業種のうちコア業種の分野以外のもの】

- サイバーセキュリティ関連（※）、電力業（※）、ガス業（※）、通信業（※）、上水道業（※）、鉄道業（※）、石油業（※）
- 熱供給業
- 放送業
- 旅客運送
- 警備業
- 農林水産業
- 皮革関連
- 航空運輸
- 海運

（※）コア業種の分野以外

（注）「コア業種」は、外国投資家による対内直接投資等に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう等のおそれの大きいものとして事前届出免除を原則として利用できない業種

(参考) 関連条文①

外国為替及び外国貿易法 (抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【参考】 日本電信電話株式会社等に関する法律

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(参考) 関連条文②

外国為替及び外国貿易法 (抄)

第五章 対内直接投資等

(定義)

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもので、次項各号に掲げる対内直接投資等又は第三項に規定する特定取得を行うものをいう。

- 一 **非居住者**である個人
- 二 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（第四号に規定する特定組合等を除く。）
- 三 会社で、前二号に掲げるものにより直接に保有されるその議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号及び次項第四号において同じ。）の数と他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数の当該会社の総株主又は総社員の議決権の数（同項において「総議決権」という。）に占める割合が百分の五十以上に相当するもの
- 四 ～ 五 (略)

【参考】 日本電信電話株式会社等に関する法律

(外国人等の取得した株式の取扱い)

第六条 会社は、その株式を取得した次に掲げる者から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることによつて第一号から第三号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第四号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合（以下この条において「外国人等議決権割合」という。）が三分の一以上となるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

- 一 日本の**国籍**を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 前三号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

2 ～ 4 (略)

(参考) 関連条文③

外国為替及び外国貿易法 (抄)

第五章 対内直接投資等

(対内直接投資等の届出及び変更勧告等)

第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで及び第五十五条の五において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 ～ 14 (略)